

第 3 号

(9月21日)

令和5年 熊本県議会9月定例会会議録

第3号

令和5年9月21日(木曜日)

議事日程 第3号

令和5年9月21日(木曜日)午前10時開議

第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君
 高井千歳さん
 住永栄一郎君
 亀田英雄君
 幸村香代子君
 杉嶋ミカさん
 立山大二郎君
 斎藤陽子さん
 堤泰之君
 南部隼平君
 本田雄三君
 岩田智子君
 前田敬介君
 坂梨剛昭君
 荒川知章君
 城戸淳君
 西村尚武君
 池永幸生君
 竹崎和虎君
 吉田孝平君

中村亮彦君
 高島和男君
 末松直洋君
 前田憲秀君
 松村秀逸君
 岩本浩治君
 西山宗孝君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 増永慎一郎君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 山口裕君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西聖一君
 鎌田聡君
 淵上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
 副 知 事 田 嶋 徹 君
 副 知 事 木 村 敬 君
 知事公室長 内 田 清 之 君
 総 務 部 長 平 井 宏 英 君
 企画振興部長 富 永 隼 行 君
 理 事 小 金 丸 健 君
 企画振興部
 球磨川流域
 復興局長 府 高 隆 君
 健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
 環境生活部長 小 原 雅 之 君
 商工労働部長 三 輪 孝 之 君
 観光戦略部長 原 山 明 博 君
 農林水産部長 千 田 真 寿 君
 土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
 会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君
 企 業 局 長 竹 田 尚 史 君
 病 院 事 業 者
 管 理 者 竹 内 信 義 君
 教 育 長 白 石 伸 一 君
 警察本部長 宮 内 彰 久 君
 人事委員会
 事務局長 西 尾 浩 明 君
 監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
 事 務 局 次 長 村 田 竜 二
 兼 総 務 課 長
 議 事 課 長 富 田 博 英
 審 議 員 兼
 議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第

1、昨日に引き続き代表質問を行います。

公明党本田雄三君。

〔本田雄三君登壇〕（拍手）

○本田雄三君 皆さん、おはようございます。熊本市第一選挙区選出・公明党の本田雄三でございます。今期1回目の質問となりますが、党を代表しての代表質問を行わせていただきます。この機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨日、山口議員からも紹介がありましたが、今回の内閣改造では、県選出国会議員の木原防衛大臣、松村国家公安委員長、馬場総務副大臣、それと、我が党の吉田議員も経産省の政務官として就任をされております。喜びとともに、力強さを感じております。本県の諸課題に大いに御貢献いただけると確信をしております。誠にありがとうございます。

ちなみに、いろいろありましたが、国交大臣は、我が党の斉藤鉄夫さんが留任ということでございますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

さて、昨日の代表質問でも触れておられましたが、新型コロナウイルス感染症禍の経済対策における助成金受給問題につきましては、今から真偽が明確になると存じますけれども、県民の皆様の信頼を損なわない結果となりますようお願いを申し上げます。

県民の財産を預かる行政としては、的確な業務処理と管理を徹底されるよう強く要望いたします。

話は変わりますが、9月ももう下旬に入ったにもかかわりませず、連日の夏日ということで、体調を崩される方も多いのではないかと危惧をしております。

そのような暑いさなかではありましたが、4年

ぶりに藤崎宮の秋季例大祭をはじめ、各地の花火大会や夏祭りの開催など、にぎやかさが戻ったと実感しております。熊本空港や駅では、海外からの観光客の皆様を多くお見かけする機会が増えてまいりました。来年のJ A S Mの操業開始とともに、さらなる機運の上昇を期待しております。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきますので、執行部におかれましては、明快かつ前向きな御答弁をよろしくお願い申し上げます。

最初の質問は、知事任期満了までの課題に対する意気込みについてであります。去就をお尋ねするつもりはございません。

蒲島県政4期目も残すところ約半年になりました。蒲島知事は、約16年前の1期目の就任時から「逆境の中にこそ夢がある」との信念で、県民総幸福量の最大化を目指してスタートされました。大きな災害や新型コロナウイルス感染症の迅速な判断と対応など、紆余曲折はありましたが、強力なリーダーシップで、知事が言われる決断の政治を全うされていると敬服いたします。

特に、熊本地震からの復興の総仕上げとして、南阿蘇鉄道の全線開通が本年7月15日に実現する運びとなり、大きな喜びで沸き上がりました。まさしく蒲島郁夫10の約束プラス1の1番目に掲げられた「創造的復興を強力に推進！」が結実したと実感しております。

一方で、来年12月に操業開始が予定されているJ A S Mについては、関連企業のスムーズな運用開始や転入される方々の住まいの確保、さらにアクセス鉄道の具現化など、多くの課題も散見されます。

また、熊本県環境基本計画に掲げられる脱炭素への取組など、明確に方向性を示される必要もあると考えております。

そのほかにも、これまでの定例議会で多くの議

員の皆様が質疑をなされているスポーツ施設の整備につきましても課題があると思います。

本年5月の天井板の落下事故が起きたえがお健康スタジアムは、建築から25年が経過していますし、さらに、リブワーク藤崎台球場は63年が経過しておりますので、老朽化に伴う維持費の高騰も危惧される状況ではないでしょうか。

知事は、5月19日の定例記者会見で、県有スポーツ施設については、弾力的に考える時期に来ているので、議会で改めて議論してもらい、これから方向性を出していく状況ではないかと言及されておられます。

そこで、知事の任期満了までの取組として、3項目に絞ってお尋ねをしたいと思います。

1点目は、J A S Mの操業開始が来年12月予定となっておりますが、周辺の道路整備は間に合わないと考えられますので、公共交通機関の利用促進や整備をどのようにされるのか。

2点目は、2019年12月4日の県定例議会で、蒲島知事は、2050年までに県内CO₂排出実質ゼロを目指すと言われ、2021年の7月には、2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する目標を掲げられておりますので、各部門別に取組を進めることとされていますが、目標達成するためにも、各部門の達成状況や取組内容を可視化する必要があるのではないのでしょうか。

3点目は、知事のマニフェストに「スポーツ施設(アリーナ、武道館、野球場等)の整備の在り方について、県民的議論を深め、早期に方向性を取りまとめ、公表します。」とありますが、県スポーツ施設の整備をどのように展開されるのでしょうか。

以上、3点の見解を知事にお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、1点目のJASM周辺の公共交通機関の利用促進等についてお答えします。

JASM新工場が立地するセミコンテクノパーク周辺においては、朝夕の通勤時間帯に深刻な渋滞が発生しています。

渋滞の緩和には、道路等のハード整備と併せて、公共交通機関を利活用したソフト対策にも、官民連携して取り組む必要があると認識しています。

現在、JR原水駅とセミコンテクノパークの間で、セミコン通勤バスが運行されています。8月から、JASMのオフィス棟の一部が供用開始されたことに合わせ、新たなルート追加や増便など、利便性の向上が図られています。

また、県では、昨年度のバス事業者による1日限定ノーマイカーデー実証事業の取組を発展させ、9月11日から15日までの5日間、通勤バスの実証運行を行いました。

バス事業者による事業で利用者が多かった光の森ルートで、通勤バスを朝夕17便運行し、自家用車通勤からの転換を促すことで、渋滞緩和を目指す取組であります。

5日間で延べ824人の利用があり、一定の安定的な利用者が見込まれることが判明しました。年明けには2か月程度の第2弾の実証運行を予定しており、企業の御理解、御協力を得ながら、本格運行を目指してまいります。

さらに、セミコンテクノパーク周辺における公共交通機関の利活用には、JR豊肥本線の輸送力強化が不可欠と考えています。県としては、車両の増結等による輸送力の強化をJR九州に対し要望してまいります。

今後とも、企業や市町、交通事業者等と連携し、公共交通の充実による渋滞緩和にしっかりと

取り組んでまいります。

次に、2点目の2030年度までの目標達成に向けた脱炭素の取組についてお答えします。

私は、第六次環境基本計画で、2030年度の温室効果ガスの削減目標について、国の目標46%を上回る50%と決めました。これは非常に高い目標ですが、持続可能な熊本の未来をつくるため、この高みに向け全力で取り組むことが、今を生きる私たちの使命です。

目標の達成には、現状や課題、具体的な取組の見える化、そして県民の皆様の自発的な行動につなげる必要があります。

まず、家庭部門の排出量は、基準年度である2013年度に比べ、2020年度は44%削減しています。さらに取組を進めるためにゼロカーボン行動ブックを作成し、CO₂削減のための具体的行動と効果、経済的メリットを見える化し、環境教育等による取組の浸透化を図っています。

また、今年度は、住まいのゼロカーボンを促進するため、断熱リフォームの方法、効果等を分かりやすく整理し、県民の皆様にお示しできるよう検討を進めています。

次に、事業者に対する取組です。

産業部門は、県内排出量の37%を占めていますが、削減は21%と進んでいません。

この要因として、ボイラーなど大量のCO₂を排出する設備が多く、しかも、大型設備は一旦導入されると長期間使用されるという事情があります。

このため、県条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度を改正し、報告内容にCO₂総排出量等に加え、今年度からCO₂の排出量が多い設備やその更新時期も追加しました。

これにより、各事業者が取り組むべき具体的な課題と時期が見える化されますので、省エネ設備

等へ適時適切に更新するなど、計画的な温暖化対策に御活用いただけるよう促してまいります。

最後に、県自らの取組、いわゆる県庁率先行動についてです。

2020年度は、43%の削減となっています。

引き続き、目標である60%以上の削減を目指し、空調等への省エネ設備の導入や再生可能エネルギー設備の導入、そして電気自動車等の積極的導入によるエネルギーシフトなど、市町村や県民をリードする取組を進めてまいります。

今後、2050年ゼロカーボンを目指し、県民や事業者の皆様、そして市町村と目標を共有し、私が先頭に立って、ゼロカーボン社会・くまもとの実現に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、3点目のスポーツ施設の整備の在り方についてお答えします。

現在行われているサッカー天皇杯では、ロアッソ熊本が初の準決勝に進出し、県民に夢と希望を与えています。そのほかにも、昨年県民栄誉賞を授与した三冠王の東京ヤクルトスワローズ村上選手の活躍、そして、今年の阪神タイガースの優勝に貢献した大竹選手など、本県にゆかりのあるスポーツ選手やチームの活躍により、県民が感動し、そして勇気づけられているような場面や機会が多くなっていると感じています。

これまで、野球場やアリーナ、武道館などの県内のスポーツ施設について、県民から、新たな施設の整備を求める声が届けられてきました。

私は、マニフェストに、スポーツ施設整備の在り方について、方向性を取りまとめることを掲げ、民間資金の活用や施設の規模、経済波及効果等の分析を行うとともに、関係者との協議も重ねてきたところであります。

一方で、施設やプロスポーツチームに求められる基準が刻々と変化しており、また、スポーツ施

設整備について各市町村での検討が始まっています。加えて、県政の喫緊の課題である災害からの創造的復興やTSMC進出に伴う効果の最大化など、優先して対応すべき課題が山積している状況にもあります。

このため、スポーツ施設整備の在り方については、任期中に取りまとめることが困難な状況になりました。

しかし、私は、県民栄誉賞を渡した東京ヤクルトスワローズの村上選手の言葉、野球場を造ってくださいという言葉をおぼろげに忘れたことはありません。これを思い出しながら、今日はとてもつらいスピーチを行っています。

しかしながら、プロスポーツチームの振興はもとより、交流人口の拡大や地域経済の活性化など、地域課題の解決に貢献するスポーツ施設の整備は、とても重要だと認識しています。

今後、県民の機運の盛り上がりや社会情勢を慎重に見極め、また、民間事業者や市町村とも連携しながら、県民の夢や誇りとなる施設の整備の在り方について、引き続き真剣に検討してまいりたいと思います。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 セミコンテクノパーク周辺は、今後も数年間、JASM関連企業やソニーの新規工場の着手等で、渋滞解消はかなり困難と予想されますので、知事の答弁にありましたように、セミコン通勤バスとJR豊肥本線の輸送力強化が不可欠であると思います。国への予算要望も含め、インフラ整備の早期着手を切に願うものであります。

2030年度の温室効果ガスの削減目標につきましては、家庭部門はおおむね良好に推移しているが、産業部門は、導入設備の大型化や減価償却状況により鈍化傾向にあるとのことでありました。

対策として、各事業者へさらなる省エネ設備等への更新を促すとありましたが、削減率の中にヒートポンプという仕組みがあります。これは、熱交換によるエネルギー削減ですけれども、この導入による数値は含まれていないのではないかと思います。空調や給湯器、冷凍機などにヒートポンプが普及していると思われまますので、実績の可視化を行う上では一定の効果がありますので、御検討をお願いしたいと思います。

県内スポーツ施設につきましては、今知事から苦しい御答弁、ありがとうございました。

関係者との協議も重ねてきたが、施設やプロスポーツチームに求められる基準の変化に加えて、県財政が非常に厳しい状況にあるということでございました。

私も県財政が厳しい状況にあるのは理解しております。しかし、県民の皆様の御期待にお応えする必要もありますので、様々な課題と同様にスポーツ施設の整備も加えていただき、同時並行で検討していただければというふうに思っております。ぜひ前向きな姿勢をお示しいただければと願っております。

確かに、いいかげんな発言はできませんが、例えば、場所や時期はおっしゃらなくても、将来、野球場とかサッカー場は他県に遜色のない施設を考えられるような意思表示が必要ではないでしょうか。

知事の少しでも前向きな発信が、県民の夢や誇りにつながると確信しますので、よろしく願いたします。

次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問は、視覚に障害のある方に必要不可欠な歩行訓練の在り方について、本県及び熊本県立盲学校の取組について質問させていただきます。

平成28年の厚生労働省の調査によれば、視覚に障害のある方々の数は約31万人超とされていますが、これは、国の定める基準に該当する身体障害者手帳を交付された方々に限った数字であります。その基準に該当しないまでも、視力の低下や病気、けが等で安全な歩行に不安がある方々の数は、164万人に上るとの推計もございます。

本県の身体障害者手帳の交付数は、令和4年度末で8万1,280人の方に交付されており、そのうち視覚障害1級の方が2,076人、2級の方は1万1,650人であり、一人での歩行が難しい方が多くいらっしゃるものと見受けられます。

日本歩行訓練士会による視覚障害の概念には、一般的な見えにくさは、眼球から脳に至る視覚情報を得るための一連の機能のいずれかに不具合が生じることによって起こるようです。原因は、疾患のほか、加齢や事故によるものもあります。また、生じる時期は、先天性の要因により幼少期から生じることもあれば、年齢を重ねた段階で生じることもあるようです。

視覚障害は、視力障害と視野障害に大別されます。

視力障害は、適切な矯正を行っても一定以上の視力の向上が難しい状態、視野障害は、視野が狭くなるもの、一部が欠けるもの、それらの症状が進んだ結果、中心や周縁の限られた部分にのみ残るものや視力が失われることもあるようです。

そのような視覚に障害のある方の自立や歩行訓練は、その場所へ行くために、進む、止まる、曲がるために安全に安心して歩けるのか、どういった方法で行くのか、周りの支援や社会の環境はどうなのか。見えない、見えにくいということではできないということではなく、練習を重ねることによって安全に安心して歩行していただきたいというのが視覚障害の歩行訓練であります。

そこで、本県の視覚障害の皆様への支援、特に歩行訓練につきまして述べさせていただきます。

現状では、熊本県視覚障がい者福祉協会に1名の歩行訓練士が在籍されておられます。全県下の訓練希望者の御対応を行っていただいている状況です。

また、県立盲学校の取組として、歩行訓練士の有資格者は在籍しませんが、授業の一環として歩行学習を実施されているようです。

そこで、全国の公立盲学校における歩行訓練士の研修を受けた教職員の配置状況を調べました結果、全国67校中、有資格者の教職員が在籍している学校が40校、残りの27校は在籍なしであります。本県は、残念ながら在籍なしとなっております。さらに、過去に資格を取得された修了者数を調べましたところ、全国で40校97名であります。本県の資格取得者は該当なしでありました。

要するに、本県が訓練事業を委託する歩行訓練士有資格者は、熊本県視覚障がい者福祉協会に在籍されているお一人だけとなります。他県や全国の盲学校と比較しても、明らかに歩行訓練や歩行学習に対する支援が遅れていると言わざるを得ない状況ではないでしょうか。

視覚障害の個人差はあると思いますが、見えにくい状態の方々ばかりではなく、弱視と呼ばれる限られた見え方によって生活を送っておられる方々もおられます。その見え方によって困難が生じる場面や事柄は様々であり、その結果、必要となる支援も異なることに注意が必要です。

だからこそ、視覚障害者の方々の不安を少しでも軽減するためにも、それぞれの見え方を的確に把握して、適切な支援を行う必要がありますので、少なくとも盲学校に在籍している生徒の皆様には、在籍中に一定の歩行学習を有資格者の下で実施されることが望ましいと考えます。

視覚障害者だからと行動が抑制されることなく、成長段階から可能な限りの自立を促すカリキュラムが必要と思われますので、有資格者による指導を計画的に増やすなどの取組の推進が必要ではないでしょうか。

教育長のお考えをお伺いいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 歩行訓練士は、専門的な研修を修了した専門職で、目の見えない人や見えにくい人が白杖を使うなどして安全に歩行できるように、主に、福祉分野、教育分野において歩行訓練の指導などを行っています。

県教育委員会としましては、歩行技術の習得は、視覚障害者が自立した生活や社会参加を行うため、そして、自分の命を守るために重要であると認識しております。

県立盲学校におきましては、視覚障害のある児童生徒に、週に1回から2回の自立活動の授業で、教員による歩行指導を行っております。併せて、県視覚障がい者福祉協会所属の歩行訓練士を年10回程度招聘し、指導助言をいただいております。

指導助言を受けた児童生徒が、白杖を活用した歩道の歩き方などを習得し、目的地まで一人たどり着くことができるようになるなどの成果が見られております。

県教育委員会としましては、引き続き、一人一人に応じたきめ細かな歩行指導を行うことができるよう、福祉機関、医療機関等とさらに連携を深め、計画的に歩行訓練士の招聘回数をさらに増やすなどして、一層の充実を図ってまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 教育長より、一人一人に応じたきめ細かな歩行学習を行うことができるよう、歩行訓練士の招聘回数を計画的にさらに増やすとの御

答弁がありました。ぜひ、できるだけ早く実現することを切望いたします。

皆様も御存じかと思いますが、昨年より、熊本市中央区に、県内唯一の視覚障害と学習障害を専門とした児童発達支援と放課後等デイサービスを行う施設が、眼科医の先生が中心となり運営されておられます。

私も見学に行かせていただきました際、開設された目的と各人の将来を大きく開く希望に満ちた学習内容に驚きました。

将来の自立に向け、その人の可能性を最大限に引き出す訓練を主眼とされ、日常生活訓練、音声を利用したICT操作練習、これは、パソコン、タブレット、スマホなどです。また、白杖歩行、感覚訓練、五感の活用、協応、調理体験などに取り組まれておられます。

実際に、御病気で視力を失われた方が、私の会話をそのままパソコンに入力されておりましたが、あまりの速さに圧倒されました。その方は、通勤はバスを利用されていますが、歩行時はスマートフォンの音声サービスで通行支障を確認され、不便を感じさせないほどの訓練成果でられました。

このように、視覚障害者の方々にとって、生活の基盤となる学習及び自身の命を守るための大切な学習の場は、希少価値のある取組だと思っておりますので、教育委員会といたしましても、さらに連携を深められることを要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

私は、昨年12月の定例会でも、不登校児童生徒の増加に対する質問を行わせていただきましたが、残念ながら、本県及び全国的にも減少傾向には至っていないのが現状であります。

県及び各自治体の教育委員会の皆様や教職員の皆様が、様々な対策を講じられながら御尽力いた

だいていることはよく理解しておりますが、誰よりも不安を抱えている生徒の皆さん、そして保護者の皆様の御心痛が少しでも改善できればと願ひ、質問をさせていただきます。

文科省は、全国の小中高等学校の不登校の児童生徒が30万人を超えたことにより、本年3月末に、文部科学大臣を本部長とする誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランを踏まえ、取組の進捗状況を管理するとともに、不登校に関わる取組の不断の改善等を図るため、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部が設置されました。

今回制定されたCOCOLOプランには、当時の永岡文部科学大臣のメッセージとして「私は、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指します。そして、子供たちに、「大丈夫」と思ってもらえるよう、徹底的に寄り添っていきます。」とあります。

さらに「今回のプランを実現するためには、行政だけでなく、学校、地域社会、各ご家庭、NPO、フリースクール関係者等が、相互に理解や連携をしながら、子供たちのためにそれぞれの持ち場で取組を進めることが必要」であると主張されてあります。「文部科学省では、支援が必要な子供たちが学びにつながるようにすることと、全ての学校を誰もが安心して学べる場に変えることを、今すぐできる取組から速やかに実行していきます。必要な支援は子供たち一人一人の状況によって異なるため、こども家庭庁や地方公共団体、学校等とも連携して、一人一人に応じた多様な支援を行っていきます。不登校となっても学びを継続し社会で活躍できるよう、私自身が先頭に立ち、子供の学びに携わる全ての関係者とともに、取り組んでまいります。」と、力強く述べておられます。

そのCOCOLOプランは、①「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」、②「心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する」、③「学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする」の3つの柱が目指す姿となっております。

今回は、①の中の不登校特例校の設置について質問させていただきたいと思います。

不登校特例校の概要は、文科大臣の指定の下、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成することが認められる学校であり、県や市町村を含む学校設置者による不登校特例校の設置が期待されております。

最新の特例校設置状況は、本年4月現在で、全国に24校設置、九州では、鹿児島城西高等学校普通科ドリームコースの1校のみです。文科省としては、政令市に1校、県下に1校を早期に設置を目指しております。

特例校の設置準備については、文科大臣のメッセージにもありましたように、行政だけではなく、学校、地域社会、各御家庭、NPO、フリースクール関係者等が、相互に理解や連携を取る必要が不可欠とおっしゃっているとおり、設置準備委員会等を立ち上げ、多くの方の御意見やアドバイスを取り入れた学校づくりが肝要であると思っております。

そこで質問ですが、本県の特例校設置についてどのようにお考えなのか、また、不登校の児童生徒の皆さんとの関係構築に尽力されているフリースクールの運営者の代表の皆様を準備段階から参画を依頼されるお考えはないか、教育長の御見解をお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 不登校特例校設置に係る

考え方についてお答えいたします。

県教育委員会では、不登校児童生徒の学びの場を確保するため、これまで、市町村教育委員会と連携し、学校外で児童生徒の状況に応じた学習や相談対応を行う教育支援センターの設置を進めてきたところでございます。

議員お尋ねの不登校特例校についても、不登校児童生徒にとって重要な学びの場の一つになると考えております。全国の状況ですが、全14校の公立不登校特例校は、全て市区町村立の教育委員会の設置となっております。

県教育委員会では、このような先行事例を踏まえ、まずは市町村に設置することができないかと考えており、8月に、市町村教育委員会に対して、不登校特例校設置に係る国の補助事業の詳細や全国の先行事例の状況などについて説明会を実施したところでございます。

引き続き、不登校特例校の設置に向けて、情報収集と市町村教育委員会への情報提供を行ってまいります。

また、市町村教育委員会が不登校特例校を設置する場合には、県教育委員会として福祉関係部局と連携を図るとともに、必要に応じてNPOやフリースクール等の運営代表者等の意見も伺いながら、市町村教育委員会を支援してまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 最近、不登校対策や多様な学びに対する公的支援の必要性が新聞やテレビ報道で頻繁に行われています。まさしく民意が必要性を訴えていると理解すべきではないでしょうか。

熊本市の一般社団法人熊本私学教育支援事業団が、天草市の小学校跡地を利用され、不登校の小中学校生を受け入れるフリースクールとして開校されたとの新聞記事がありました。

以前、運営者とお話をしました折、天草は宿泊

滞在も可能で、豊かな自然の中で、地元住民とも交流しながら学べる場にしたいとおっしゃっていました。地元の皆さんも、地域の活性化につながると大変に喜んでおられるそうです。

同フリースクールは、来年春には特例校移行を目指し、文科省への申請手続を進められているようであります。

増加の一途をたどる不登校対策は、喫緊の課題でありますので、県教育委員会と各市町村教育委員会が一体となった早期対応を行い、一人でも多くの児童が適切な学びの場を得られるようお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

4点目の質問は、県営住宅の管理についてであります。

私は、県営住宅の入居者の高齢化対策や改修の在り方等に対する質疑を令和元年6月定例議会及び令和3年6月の定例議会で行いました。

令和元年の質疑に対する答弁で、熊本県住宅マスタープランにおいて、床の段差を解消し、低い浴槽や手すりを設置するなど、高齢者をはじめ全ての方々が利用しやすい県営住宅の住戸の割合を、令和7年度までに40%とする目標を掲げることでした。

また、令和3年の答弁では、居住性を高めるための改善工事やニーズの高い単身者向け住戸の入居基準の緩和など、空き住戸を減らす取組を行うとありました。

しかし、令和4年度末の県営住宅の入居率は約80%となっており、8,524戸のうち約1,700戸が空き室の状態です。単身者の入居が若干はあるようではありますが、一向に高齢化の歯止めには追従できていません。むしろ、今後の高齢化対策は待ったなしの大きな課題でもあります。増加傾向にある高齢者単独世帯や認知症患者の増加な

ど、県営住宅の管理も多様化する時代のニーズに柔軟に対応するときに到来していると実感しております。

熊本県営住宅条例には「県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるよう整備されなければならない。」、さらに「敷地内の通路」階段を含む「は、敷地の規模及び形状、住棟の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で、合理的に配置されたものでなければならない。」とあります。

現在、ほとんどの県営住宅では、清掃活動や自治会役員をお願いしても、できる人が少ない大きな課題に直面しておられます。確かに、県営住宅に入居される際、敷地内の清掃や共同生活における協力を促してありますが、現状は、自治会組織の編成も清掃活動も徐々に厳しい状態になっております。

最近、特に多く寄せられる御相談で、県営住宅の高層階に空き室が多く、階段側のハトのふん対策に困惑をされているということです。小まめな清掃が不可欠となっておりますが、階段側の開放部にネットを張るなどの対策が望まれます。

しかし、入居者による開放部のネット装着は、個人では装着不可能ですので、業者に依頼しなければならないと思いますが、年金で生活をされる方が多く、数万円の出費は大きなダメージです。

これらの状況から、自治会業務の委託化や清掃の在り方を見直すなどの必要があると考えます。

そこで質問です。

県営住宅における安心、安全な住環境の確保に向けた取組として、1点目に、令和7年度までの床の段差解消や浴槽の改修工事40%完了目標に対する進捗状況について。2点目に、入居者の高齢

化に伴う自治会活動等の負担軽減について。

以上2点について、土木部長の御答弁をお願いします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) まず、1点目の安心、安全な住環境の確保に向けた取組についてお答えいたします。

県におきましては、人口減少や少子高齢化など、住生活を取り巻く環境の変化に対応するため、令和2年度に熊本県住宅マスタープランを改定し、目標期間を令和12年度末に、改修目標を50%に見直しております。

御質問の改修工事の進捗状況は、令和2年度末で32%、令和4年度末で38%となっており、着実に整備を進めております。

引き続き、県営住宅の安心、安全な住環境の整備を推進してまいります。

次に、2点目の入居者の高齢化等に伴う自治会活動等の負担軽減についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、県営住宅において入居者が減少し、高齢化が進むと、共益費等が増加するだけでなく、清掃などの様々な自治会活動や良好な住環境にも影響が生じることが考えられます。

県としましては、自治会活動等の負担の軽減のためには、入居者を増やす入居促進対策と自治会活動の円滑な運営につながる支援策の強化が有効だと考えております。

まず、入居促進対策についてですが、県では、令和3年度から、定期募集に加えまして、高層階等であれば先着でいつでも申し込める常時募集や若い世代への効果的な周知につながるインターネット受付を新たに開始いたしました。さらに、令和5年度からは、60歳未満の単身の方でも入居できるよう、一部の団地で入居要件の緩和を行っております。これらの取組で、新規入居者の減少に

歯止めがかかりつつあり、引き続き対策の拡充を進めてまいります。

次に、自治会活動の円滑化につながる支援策についてですが、これまでに共用部分の照明のLED化を進めるとともに、植栽管理では、入居者の作業に危険を伴うような剪定は県で行うなどの取組を実施してまいりました。

加えて、昨年度からは、清掃などの運営の工夫事例や自治会活動に関する市や町の補助金制度を紹介するなど、自治会活動の円滑な運営につながる情報提供も始めており、今後は、各団地からの相談体制の充実も図ってまいります。

引き続き、各自治会等の状況を把握しながら、県営住宅の自治会活動等の負担軽減に向けた取組を積極的に進めてまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 住宅の改修等については、おおむね良好に推移をしているということで、目標達成も間違いのないというふうに想定できます。

各住宅の自治会活動の負担軽減に対する施策として、入居促進が有効であることは言うまでもありません。現在でも1,700戸の空き室があるのも事実でありますけれども、県営団地の入居者の皆様の高齢化は解消することはないと思われま。要するに、現状に合わせた運用が必要であり、県条例の見直し及び弾力運用も考慮しなければならないのではないのでしょうか。

質問でも述べましたが、「県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者にとって便利で快適なもの」とあるように、今答弁でもありましたように、清掃などの運営の工夫事例や自治会活動に関する市町の補助金制度の紹介などの情報提供に加え、各団地からの相談に対し、相談体制の充実も図っていかれるとのことですので、さらなる円滑な運用と支援をお願いいた

します。

次の質問に入らせていただきます。

本県における国土強靱化の取組状況についてであります。

近年において、全国的にこれまで経験してこなかった気象現象が各地域で発生しております。北日本の猛暑や西日本での豪雪、さらに、台風の大型化や線状降水帯の頻繁な発生など、気候変動の影響が顕在化しており、気候危機の時代とも言われております。

今後、地球温暖化の進行に伴い、その強度と頻度が増加することが懸念されております。気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が急務ではないかと考えます。

令和5年7月28日に国土強靱化基本計画の変更が閣議決定されましたが、計画変更の主な理由は「近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて本計画を見直し、国土強靱化の取組の強化を図ることとする。」となっております。

さらに「中長期的に取り組むべき課題」として、「気候変動に伴う洪水発生頻度の増加及び平均海面水位の上昇が予測される中、事前防災対策を強化することが重要であり、南海トラフ地震等の大規模地震に係る基本計画に基づく取組を推進するほか、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた「流域治水」の取組として、中小河川も含め、気候変動の影響を考慮した河川の整備に係る計画を策定し、堤防の整備や排水機場の強化、河道掘削・浚渫を実施するなど、防災インフラの整備を更に推進する必要がある。」と明文化されております。

本県における防災への取組も決して遅れているわけではありません。本年5月17日に熊本県防災センターが運用開始になるなど、万全の備えに尽

力をされていると確信しております。

そのような中、本年7月3日の豪雨の襲来では、県下でも多くの被害が発生しましたが、皆様の記憶にも新しい今期の台風13号は、あまり勢力的には大きくなかったにもかかわらず、関東や東北方面に過去に例のない豪雨をもたらし、甚大な被害が生じています。

現実的にいつ発生するか分からない災害への備えは難しい面もありますが、隣接県や国内の自然災害発生を見ましても、防災、減災には終着点はないと考えます。

そこで、質問に入らせていただきます。

過去の定例議会でも何度も質問がなされておりますが、1点目に、本県における河川の堆積土砂の撤去状況、砂防工事の進捗状況について。

2点目に、本県における無電柱化の取組についてであります。

本県では、熊本県無電柱化推進計画に基づいて取り組まれているところですが、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策期間は、2025年、令和7年度までとなっております。病院や避難所及び災害復旧に不可欠なエリアの無電柱化の推進は、停電の回避にもつながりますので、積極的な推進が必要だと思えます。

県内の無電柱化の進捗状況及び今後の取組について、以上2点の進捗状況を土木部長にお尋ねします。

3点目に、集中豪雨や暴風による災害復旧に著しい支障を来すおそれがあるのが、道路沿いの倒木です。対策として、以前から振興局単位で施設管理者との協議を行い、予防伐採の試験実施も行われていると存じますが、現在の進捗状況を農林水産部長にお尋ねいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 1点目の堆積土砂の撤去状況及び砂防工事の進捗状況についてお答えいたします。

県では、気候変動の影響による水害の激甚化、頻発化に対応するため、流域のあらゆる関係者が協働して行う流域治水に取り組んでおります。

この考えの下、国の国土強靱化の予算などを活用しながら、年間40万立方メートル程度の河川の堆積土砂の撤去を行っております。毎年、各河川の堆積状況を調査し、流れを阻害する堆積土砂を次の出水期前までに撤去しているところです。

特に、令和2年7月豪雨災害などのような大規模な洪水が発生した場合には、重点的、集中的に堆積土砂の撤去を行うことにより、次の洪水による災害の未然防止に努めております。

今後とも、洪水による新たな堆積土砂の発生に対し、継続的に取り組んでまいります。

次に、砂防事業ですが、県では、保全家屋や公共施設の状況などを考慮しながら、砂防堰堤や急傾斜地の擁壁などの砂防施設整備を順次進めております。

特に、平成30年度からは、国の防災・減災、国土強靱化に関する3か年緊急対策や5か年加速化対策に基づき、砂防施設の整備を加速しております。

平成30年度から令和7年度までに173か所の砂防施設整備の完了を目標としており、令和4年度までに106か所が完了したところでございます。

このような取組により、例えば、今年の台風第14号や今年の梅雨前線豪雨においては、砂防堰堤が土石流を受け止め、下流域の被害を防ぐなど、土砂災害に対する安全度は着実に向上しております。

この砂防施設の整備と併せて、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンからの住宅移転な

どソフト対策も活用しながら、国土強靱化に向けた取組を強力に進めてまいります。

次に、2点目の無電柱化の進捗状況及び今後の取組についてお答えいたします。

県では、熊本県無電柱化推進計画に基づき、災害時の救急活動のための道路空間の確保や歩行者の安全性、快適性の確保、また、良好な景観、町並みの形成を図る観点から取組を進めております。

まず、無電柱化の進捗状況ですが、昭和61年度の着手から昨年度までに、都市部を中心に約109キロメートルの整備を完了しております。

現在は、国土強靱化の観点から、災害の直後から緊急車両の通行確保が必要な緊急輸送道路を中心に無電柱化を進めており、14路線、約37キロメートルで事業を行っております。

このうち、益城町の県道熊本高森線や合志市の国道387号では、道路の拡幅や土地区画整理事業と無電柱化を併せて進めることにより、安心して快適に暮らせる災害に強いまちづくりを進めております。

今後とも、新技術を活用したコスト縮減を積極的に進め、まちづくりなどとの連携も図りながら、無電柱化の取組を加速させてまいります。

これまでに経験してきた熊本地震や令和2年7月豪雨災害などから得られた教訓を踏まえ、本県における河川、砂防、道路などの強靱化の取組をさらに推進してまいります。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 森林地域における予防伐採は、集中豪雨や台風時において、道路や電線などへの倒木による被害を未然に防止する観点から行う重要な取組です。

しかしながら、予防伐採の実施や費用について、森林所有者に一方向的に負担を求め、その理解

を得ることは困難です。

このような中、林野庁、総務省が公表した森林環境譲与税を活用した市町村の取組の例として、予防伐採も明記されました。

このため、県では、モデル的な取組の創出に向けて、令和3年度から、実際の懸案を抱える市町村に対し、全国での取組状況の情報提供や補助制度の提案を行うなど、意見交換を重ねてきました。

その結果、森林環境譲与税を活用した予防伐採への取組が、令和3年度は2市町、令和4年度は5市町村で行われています。さらに、令和5年度には9市町村で取り組まれる予定です。

このように、予防伐採は、県内では徐々に取組が拡大していますが、道路、電線など倒木被害を防ぎたい対象物により、その実施方法や費用負担等の在り方は様々です。

このため、今後も、こうした県内外の先行事例の取組状況や取り組む際の留意事項等の情報を市町村へ提供し、取組の拡大に向けた支援を行ってまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 激甚化、頻発化する災害につきましては、関係者の皆様の迅速な対応により早期復旧につながっております。心より感謝を申し上げます。

河川の堆積土砂の撤去は、毎年、各河川の堆積状況を調査し、河川の流れの阻害となる堆積土砂を次の出水期前までに撤去されているとのことであります。また、砂防施設の整備計画につきましても、令和7年度までに完了できる見込みとのことで答弁をいただきました。

しかし、越水した河川付近の御年配の方々のお話をお聞きしますと、昔は川床があと数メートル下にあった、あの大きな石はなかったなどと、状

況の変化を思わせる発言が多く寄せられます。

もちろん河川改良や護岸工事を行われた経緯もあると思いますが、地域住民の皆様が安心して生活されることと日頃の危機管理を併せ持つことが大事でありますので、引き続き、計画的な河川管理及び砂防管理をよろしくお願いいたします。

無電柱化につきましては、都市部を中心に109キロメートルが完了しているということでございます。電柱の本数にしますと、約2,200本程度となると思われます。本数が多いか少ないかではありませんが、他都市、特に東京都や福岡市と比較すると圧倒的に少ない状況でありますので、さらなる加速をお願いしたいと思います。

予防伐採につきまして、森林環境譲与税を活用した予防伐採への取組が、令和3年度は2市町、令和4年度は5市町村、さらに、令和5年度には9市町村まで取り組まれると予定されているということで、着実に進捗をしていることに感謝を申し上げます。未然に防げることは防いでいったほうが得策だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

6番目の質問は、マイナンバーカードの信頼回復への取組についてであります。

マイナンバーカードをめぐるトラブルが後を絶たない状況下で、本県の対応はどうだったのでしょうか。

マイナカードをめぐることは、障害者手帳のひもづけミスやカード自体を別人に交付するなど、そのようなミスが発覚したほか、健康保険証と一体化したマイナ保険証を使った患者が、医療機関の窓口で医療費の10割負担を求められたケースが確認されるなど混乱が続きましたが、県によるひもづけ誤りの実態や確認作業における情報公開はないに等しいと思います。

政府の方針としては、マイナンバー情報総点検本部を立ち上げ、今年の秋までをめどにデータやシステムの総点検を実施し、トラブルの原因を突き止めて再発防止策を確立するとなっております。

今回の問題の根幹は、申請手続の窓口となる自治体で事務処理のミス、要するにヒューマンエラーの発生が主要因であります。各自治体は、その確認作業における膨大な作業量に加え、人手が足りない状況ではなかったかと推測できます。

今後の総点検作業でも自治体が多数の実務を担うことが予想され、県としても自治体が円滑に作業できるよう課題を丁寧に取り、ミスの事例を集めて分析、共有し、再発防止を支援していく必要があると考えます。

本年6月9日に、マイナンバー法等の一部改正法が公布されました。主なポイントは、乳児に交付するマイナンバーカードの顔写真の不要化や、同姓同名の判断を明確にするため、戸籍等の記載事項への氏名の送り仮名表記等が織り込まれています。

来年秋には、従来の保険証をマイナ保険証に一本化する予定となっておりますが、今回の改正法の中に「資格確認書の仕組みの整備【医療保険各法の改正】」として「マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。」、また「特別療養費の支給の通知の仕組みの整備【国民健康保険法等の改正】」には「長期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支

給に変更する旨の事前通知を行う規定を整備。」と記載があります。果たして、聞き慣れない難しい表現をどのくらいの県民の皆様が改正内容として理解できるのでしょうか。

マイナ保険証の利点は、医療機関や薬局が患者の医療データを共有することで、薬の重複処方を防ぐなど、医療の質を高めるとともに、医療費の適正化にも寄与できると思われれます。

近い将来、電子カルテの情報を共有できるシステムの運用が始まり、患者の同意を前提に、疾病名や検査の値、アレルギー、感染症などの情報なども共有される見通しです。

マイナンバーは、デジタル社会の基盤であり、カードの普及、活用には県民の皆様の信頼が不可欠であります。より具体的に丁寧な対応と説明が求められます。

そこで質問です。

県下におけるひもづけ誤り等の実態と確認作業の進捗状況及び県民の皆様への信頼回復への取組をどのようにお考えか、デジタル戦略担当理事にお尋ねいたします。

〔理事小金丸健君登壇〕

○理事(小金丸健君) マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるツールであり、カードの普及率や利便性の向上を図ることが必要であると考えています。そのためには、マイナンバー制度に対する住民の皆様への信頼と安心感を得ることが不可欠です。

しかしながら、全国でマイナンバーカードを使った証明書の交付誤り、いわゆる誤交付やマイナンバーのひもづけ誤りなどが生じています。県内では、コンビニでの証明書の誤交付が5件、マイナポイントの別人への付与が3件、マイナンバーカードの誤交付が1件確認されています。この内容は、それぞれの事務を所管する市町村から公表

されています。

このため、国は、今年6月に、年金や雇用保険、生活保護など29項目において、マイナンバーのひもづけが適切に行われているか総点検を行う方針を示し、県、市町村、各団体に対して、本年11月末までに調査を完了するよう求めています。

県では、7月に、庁内各部局の垣根を越えた熊本県マイナンバー情報総点検体制を構築し、市町村の進捗管理も含め、全庁的な体制で点検に取り組んでいます。

これまでの点検結果では、県内においてひもづけの方法や手順等に問題があった自治体はなく、現在、国が全国一律的な対応を要請した障害者手帳情報についてのみ、事務を所管する県と熊本市においてひもづけ誤りの点検を継続しております。その結果については、適宜公表してまいります。

また、信頼回復には、再発防止の徹底が不可欠です。一連の事案の多くは、職員による確認不足、パソコンの操作ミスなどが主な要因となっています。国に対しては、こうした人為的なミスを防ぐシステムやチェック体制の構築などを求めているとともに、県においては、市町村と連携し、適正な事務執行に努めてまいります。

今後とも、マイナンバー情報の総点検を着実に進めるとともに、制度改正の内容を含め、マイナンバー制度の安全性や利便性について、県民の皆様に丁寧に情報発信を行ってまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 今回のマイナンバー情報総点検は、現時点では、幸いに大きなミスもなく推移をしているということではありますが、ヒューマンエラーを誘発する要因は、携わる方々の確認不足が最大の要因かと思われます。

対策として、県では、市町村と連携し、適正な

事務執行に努められるようですが、質問でも述べましたように、自治体が円滑に作業できるよう、課題を丁寧に聞き取り、ミスの事例を集めて分析、共有され、積極的な再発防止の支援が肝要ではないかと思えます。

それと、主管が違うのかもしれませんが、マイナ保険証の資格確認書の仕組みの整備あるいは特別療養費の支給の通知の仕組みの整備等については、難しい言葉が羅列されており、一読では理解しづらいと思われまます。県民の皆様により具体的に分かりやすい周知徹底が図られますよう要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

再エネ推進における現状と課題についてお尋ねをさせていただきます。

スライドを御覧ください。（資料を示す）

九州管内の太陽光と風力の再エネ発電設備の導入量の推移を表したものであります。

再エネで最も普及している太陽光発電は、2012年7月のFIT制度、固定価格買取制度ですね、これが開始された頃と比べると、顕著な設置が進んでおります。

太陽光の電力系統への接続キロワットは、九州全体で、2012年度が111万キロワットでありましたが、2023年5月には1,173万キロワットと約10倍に増加をしております。

ちなみに、本県の苓北火力発電所は1、2号機を合わせた出力が140万キロワットでありますので、単純に昼間の発電だけですが、九州全体で苓北火力発電所の約8か所分が接続をされている計算になります。

本県の第2次熊本県総合エネルギー計画の進捗状況によりますと、2030年までに県内電力消費量に対する再エネ発電量を50%とする目標が定められております。しかし、再エネの主要な発電設備

である太陽光は、晴れていることが重要であり、雨や雪などの天候によって発電量が大きく左右されますが、同様に季節によっても発電量は大きく異なってまいります。

皆様も御存じかと思いますが、どの季節が一番発電するのかを考えたときに、気温も高く日差しも強い7月から8月が適しているとお考えでしょうか。それとも昼間の時間が一番長い6月だと考えるでしょうか。多くの方が太陽光といえば夏と考える方が多いのではないかと思います。

データや設備の機能から、太陽光の発電量は、春から初夏の4月から5月が最大のピークとなります。発電量への影響は、天気はもちろん、日照時間と気温が大きく影響してまいります。日照時間は、3月下旬から緩やかに伸びて、7月から8月の夏本番にかけてが最高潮の時期になります。ただし、日照時間が比較的長いと言われる6月の場合は、太陽光発電所にとって天敵となる梅雨の時期と重なり、発電量は6月全体を通して減少傾向にあります。

太陽光発電の発電量は、日照時間と気温がベースです。1年を通しての日照時間が一番長いのは、7月から8月にかけての夏になります。しかし、夏が発電量のピークになれない原因として、夏の高い気温にあります。太陽光発電所関連の設備は精密機器となり、気温が上昇することで発電効率も悪くなると言われています。

各メーカーが発表している太陽光パネルの性能データも、基本的に気温が25度で計算されています。太陽光パネルは、気温が25度以上になると徐々に発電効率などの機能が低下し、発電量が低くなるということでもあります。

そのことから、夏は発電量が伸び悩み、春の時期が発電量のピークとなり、夏と春で差が出てしまうということです。

結論的には、太陽光発電所の発電量が最もよい時期は4月から5月となります。

ところが、本県の電力の使用量ピークは、エアコンが稼働し始める7月から8月になりますが、太陽光の発電出力のピークは4月から5月ですので、ここで問題となりますのが、需要と供給のバランスです。需要ピークと供給のピークが月ずれになってしまいますので、仮に本県の再エネ発電量50%を達成させるために太陽光等の設備連携を増加させた場合、現在でも資源エネルギー庁も苦慮されている出力抑制が大きな問題となると予想されます。

FIT制度、固定価格買取制度の買取り期間は、接続後の20年間となっていますので、設置される方は、それなりのシミュレーションを描いて導入されますが、出力抑制を加味している人は少ないでしょう。また、将来的にどの程度の出力抑制があるのかも不透明な状況です。

そのような背景から、なるべく出力抑制を回避したほうがよいのは分かり切っていますので、電力系統への接続のみでなく、蓄電池や揚水式の小水力発電等へのシフトが望ましいと考えます。揚水式は、昼間の余剰電力を利用し、水をくみ上げて夜間に発電させる仕組みですので、蓄電池と同様の機能及び安定した出力が得られます。

また、資源エネルギー庁は、令和5年6月に、水素基本戦略を改定し、「我が国における水素の導入に向けた基本的な考え方」として「水素は、様々なエネルギー源から作ることができ、燃焼時にCO₂を排出しないことから、カーボンニュートラルに向けた鍵となるエネルギーである。加えて、水素はその利活用において、燃料だけでなく、原料としても活用の可能性があることから、幅広い産業分野での活用が見込まれる。」「また、ウクライナ情勢と世界エネルギー危機を契機に、

米国・欧州が巨額の投資を進める等、水素をめぐる国際競争は激化しつつある。水素は、我が国が技術的な優位性を有する分野であることから、海外市場への展開を促し、水素産業の国際競争力強化にも繋げていく必要がある。」と記されております。

そこで質問です。

将来的にも多様化するエネルギー情勢に対し、昼夜間格差及び季節間格差の解消を目的とした揚水発電の導入、また、国の方針に基づいた水素の利活用について、以上2点をどのようにお考えか、商工労働部長にお尋ねいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) まず、揚水発電の導入についてお答えします。

太陽光発電や風力発電は、天候などによって発電量が変動するという課題があります。それに対し、揚水発電は、議員御紹介のとおり、太陽光発電など変動しやすい別電源の余剰電力を水の位置エネルギーに変換して貯蔵することができるため、注目されています。

現在、九州には、九州電力が運営する3つの揚水発電所があり、本県にも、八代市坂本町に、1975年に運用を開始した大平発電所がございます。

一方、揚水発電については、適地が山間部に限られ、多大な建設費用が必要となり、整備に時間も要することから、新規参入や増設はなかなか進まない状況です。また、国内の揚水発電所の稼働率は1割以下と低く、老朽化も懸念されています。

このため、国においては、巨大な蓄電池としての役割も担える揚水発電の維持と機能強化のため、設備投資等への支援策が講じられています。また、既存のダムを利用する揚水発電所の開発に

向けた研究も進められています。

県としては、こうした動向を注視しながら、まずは既存の揚水発電事業が長期的にその役割を安定して果たせるよう、国と連携して取り組んでまいります。

次に、水素の利活用についてお答えします。

水素は、太陽光発電などの余剰電力を利用して製造、貯蔵し、必要時に電力に変換することで、電力需給を調整する役割が期待されています。

県としても、国の水素基本戦略の方針に基づき、官民や地域間で連携して、需要と供給の両面で取組を進める必要があると考えています。

まず、需要面では、長時間の充電が必要な電気自動車と違い、水素を燃料とすることで、短時間で燃料充填が可能で、1回の充填による走行距離が長い燃料電池自動車について、商用車での導入拡大を図ります。

令和4年度には、九州地域戦略会議の下、水素エネルギー産業化実務者会議を4回開催し、九州各県が連携して、燃料電池トラックと水素ステーションを一体的に増加させる方策の検討を進めています。

また、その後押しとして、九州地方知事会を通して、水素エネルギー分野の規制緩和や技術開発、燃料電池トラックの早期における社会実装を求める要望を国に行っています。

次に、供給面では、令和4年度に、関西電力などの企業グループが、小国町で地熱を活用した水素製造と周辺地域での利活用に関する調査を実施しており、本県は、需要が見込まれる企業の情報提供などの協力を行っています。

また、本県の誘致企業において、再エネ発電の余剰電力を有効活用して水素を製造する水電解装置の導入の検討が進められています。

水素については、さらなる低コスト化や技術革

新が求められるなどの課題もございますが、県としては、国や九州各県、企業と連携を密にし、水素関連産業の創出などにしっかりと取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 再エネ、特に太陽光発電における抑制運転回避対策は大きな課題であると考えます。揚水発電に限らず、経年劣化等で設備更新は避けられないと思いますので、民間活力等も視野に入れた開発は必要だと考えます。

揚水発電等の水力発電は、大規模に限らず一定量の発電が得られる効果があり、安定供給に寄与できる電源であります。

皆様も御存じの南阿蘇村の黒川発電所は、現在工事中であります。熊本地震以前は約3万キロワットの出力で、阿蘇市、高森町、南阿蘇村全体を網羅する電源として活用されておりました。再稼働すれば、まさしく世界遺産を目指す阿蘇として、大きな意味では自然エネルギー100%の電力確保と言えるのではないのでしょうか。

太陽光発電の抑制運転は、設置されている多くの県民の皆様が困惑されている状況ですので、効果的な利用促進に対し、県としても積極的に支援すべきではないのでしょうか。

水素の利活用につきましても、他県や全国的にも検討及び実用化が加速しております。政府は、次世代のエネルギーとして、明確に水素基本戦略を構築されております。他県の動向等も必要ですが、先進的に取組を加速させるのもよいのではないのでしょうか。

再エネの魅力は、商用電源への系統連系だけではありません。多様な用途を模索し、せっかく設置された太陽光発電等の利活用が急務であると要望し、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、有機フッ素化合物、PFOS、P

FOAに関する県の対応についてお尋ねさせていただきます。

本年6月の定例議会で中村議員が質疑されました有機フッ素化合物については、知事からも調査及び対応方針が示されておりますが、別の論点から考えてみたいと思います。

昭和30年から昭和47年の日本における高度経済成長時代、石炭から石油への転換、エネルギー革命、所得倍増に始まり、合成繊維、プラスチック、家庭電器などの技術革新、石油化学コンビナートなど大型化、集中化が進行し、モータリゼーションやスーパーマーケットなどの流通革命も進み、昭和50年代からは、集積回路の普及による半導体が主流になる産業が盛んになりました。

便利な社会の反面で自然界に存在しない合成物質の地下水への流入が顕著になり、時代の変遷とともに自然環境保護の意識が醸成されてはきましたが、有機フッ素化合物、PFOS、PFOAのように、河川や地下水に流入したら長く蓄積されるような化学物質まで存在するようになりました。

現行の対応策として、政府と県は、PFOS及びPFOAに関する対応の手引きに記載された方針、具体的には、暫定「目標値等を超えてPFOS及びPFOAが検出された際は、」「地下水等を水源としている井戸等の設置者等に対して、PFOS及びPFOAの特性やこれらの目標値等が設定されたことについて情報を提供するとともに、水道水の利用を促す等により、飲用を控えるよう助言等を行うことが考えられる。」とあります。あくまで助言を行うとしか明記されていませんが、読み方によっては、調査はするが、対策は各人で行いなさいと言われているような気がします。

果たして、やむなく水道水の利用となった場

合、各人の責任が第一義なのでしょうか。自然界に存在しない化合物混入であれば、人的要因が原因であると判断するのが妥当ではないかと考えます。

地域によっては、上水道設備の敷設状況により、接続費用が高額になる場合や隣家との調整が必要となるなど、新しく水道に加入することが難しい場合も多いと推測されます。まだ調査中ですから、どの程度の井戸が対象になるかは分かりませんが、水質に問題があったとなった場合、水道への加入等の対策を行わなければならない皆様の不安を早期に解消する必要があります。

そこで質問です。

将来的には、より明快な対応方法等が確立できるかもしれませんが、現行で有効な対策として、活性炭によるフィルターで一定の除去が可能ではないかとの見解が出ているようですので、影響が危惧される地域に対し、上水道への移行に加え、上水道への移行が困難なケースに対しては、活性炭の活用を検討してみてもはどうでしょうか。いずれも公的支援が不可欠と考えますが、環境生活部長の見解をお伺いいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 有機フッ素化合物に関する県の対応についてお答えいたします。

令和2年4月に、国が水道におけるPFOS及びPFOAの暫定目標値を設定して以来、県では、水道事業を営む市町村等に対し、国が作成した対応の手引を送付するなど、注意喚起を行うとともに、水道水源の自主的な調査などを依頼してまいりました。

こうした中、水道水源や公共用水域において暫定目標値を超える事例が全国的に確認され、また、熊本市が行った地下水調査においても、本年3月に、一部地域で暫定目標値を超えたことが公

表されました。

このことを踏まえ、熊本市以外の県内17地点において、調査対象として、PFOS及びPFOAに、今後国際条約により製造等の原則禁止が見込まれるPFHxSを加え、7月から調査を行っており、来月にはその調査結果を公表する予定です。

さて、議員御提案の浄水設備における活性炭の活用は、既に他県の自治体などでも行われており、有機フッ素化合物の除去の方法として有効なものと考えております。

なお、国によると、有機フッ素化合物の除去方法には、高圧膜処理やイオン交換樹脂処理など様々な方法があり、個々の現場の状況に応じた効果的な手法を用いることが重要ともされています。

新たに暫定目標値を超える井戸等が確認された場合の県の対応については、まずは、周辺住民に飲用を控えるよう周知徹底することを市町村等に助言いたします。その上で、水道水の利用を呼びかけたり、井戸等への浄水設備の設置を促したりするなど、市町村等が住民に対して最適な対策を取ることができるよう、国等の情報も活用しながら、しっかりと支援してまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 世界的にも希少な地下水を有する熊本県の一部で、飲料不可の地点が存在することは、極めて残念なことであります。

昨日、ネットのニュースで報じられていたのですが、今答弁にもありましたとおり、岐阜県の上水道設備でPFOS、PFOAの値が基準値を超えたための取組の状況でした。具体的な対策は、活性炭の活用でありまして、PFOS、PFOAの値が10分の1以下に低減できるということで、上水道設備に活性炭装置を取り付けて、結果、今までどおりの上水道の供給が維持できたとのことで

ありました。

来月、今からの調査結果が判明しないと何とも言えませんが、岐阜県のような好事例を最大限に活用し、安心して地下水を利用できる環境を守っていかねばと痛感しております。

水道水の利用については、市町村等が住民に対して最適な対策を取ることができるように支援することが大事でありますので、安心、安全な水の提供ができることを心よりお祈り申し上げます。

最後の質問になります。

気候変動適応センターの取組状況についてお尋ねをします。

環境省は、平成30年11月30日に、気候変動適応法の施行についてを各都道府県に発出されました。

その背景として、抜粋ですが、「近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。」
「気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、」
「また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応に、地方公共団体や地域の事業者等を含む多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが一層重要となって」くるということであり
ます。

こういう状況を踏まえ、気候変動の適応を初めて法的に位置づけ、これを推進するための措置が講じられたところであります。

目的としては「気候変動影響は、地域の気候や地理などの自然的な状況、主とする産業や農林水産業における主要な作物、住民の分布等の社会的

な状況の違いにより、全国各地で異なるものであり、気候変動適応を推進するに当たっては地域の実情に応じてきめ細かに対応することが特に重要である。したがって、」
「地方公共団体が気候変動適応に関する計画の策定や気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、」
「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」と明記されてあります。

この法施行により、本県も、地域の気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理及び提供等を行う拠点として、気候変動適応法第13条に基づき、熊本県気候変動適応センターが、令和4年に熊本県環境生活部環境立県推進課内に設置をされました。

近年の日本のみならず世界各地における気候変動の影響と言われる異常気象による甚大な被害が頻発する中で、気候変動の影響は、自然災害以外にも、農作物の成育不良や品質低下、生態系の変化及び熱中症、感染症のリスクの増大など、私たちの生活や社会、経済の様々な分野にわたっており、今後、地球温暖化の進行に伴い、さらに深刻な影響をもたらすおそれがあると推測されます。

そのため、県では、第六次熊本県環境基本計画において、特にリスクに備えた社会づくりとして、気候変動への分野別対策を4分野から7分野に再編、拡充した取組を推進されています。

そこで、質問をさせていただきます。

熊本県気候変動適応センターでは、様々な分野において適応策を推進するため、どのような取組を行っているのか、環境生活部長にお尋ねをいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 地球温暖化に伴う気候変動へ対処するためには、ゼロカーボンに向

けた対策に全力で取り組むことが第一です。しかしながら、気候変動の影響は既に生じ始めており、その被害を回避、軽減するためのいわゆる適応策にも取り組む必要があります。

この適応策を推進するため、令和4年3月に、議員御指摘の7つの分野を所管する試験研究機関や関係課で構成する熊本県気候変動適応センターを設置いたしました。

適応センターは、例えば、農林水産業分野では高温に強い品種の育成、普及、健康分野では熱中症対策や感染症対策など、気候変動の影響に関する情報の収集や各分野における取組の集約を行っています。その中から、県民が地球温暖化の様々なリスクに備えるために必要な情報を発信することも役割の一つでございます。

具体的には、適応センター通信を発行し、熱中症対策や自然災害への備えなど、県民に実践していただきたい取組などについて周知啓発を行っています。

また、小中学校向けの環境出前講座などでも、地球温暖化防止策について説明するとともに、子供でも行うことができる適切な水分補給やエアコン利用などについて分かりやすく伝えています。

今後とも、国や他県の適応センター、大学等と連携し、県民生活に身近な適応策について、適切な周知啓発に努めてまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○**本田雄三君** 地球温暖化に伴う気候変動は、待ったなしの喫緊の課題でもあります。

県民の皆様は、様々な営みにより生計を立て、子育てを行うなど、それぞれの環境下で生活をされておられます。

そのような中、環境保全や脱炭素への取組など、意識醸成の働きかけや災害への備え、さらには、長期気象予報に基づく農作物の管理など、多

岐にわたる情報とその共有が不可欠な昨今であると存じます。

今回質問をさせていただいた気候変動適応センターの取組状況そのものが、今を生きる我々に情報発信されるコントロールタワーだと考えたからであります。

答弁にもありましたとおり、小中学校への環境出前講座の取組などは、次世代を担う子供たちへの大切な情報提供の場だと思います。

県庁内及び周辺自治体等からの情報収集は繁忙を極めると存じますが、県民生活に必要な適応策の発信を引き続きよろしくお願いいたします。

若干時間がありますけれども、以上で本日準備をいたしました質疑は終了いたしました。

これからも、再エネの利活用や環境の変化における課題を的確に把握して、県民の皆様の期待にお応えできる活動を展開してまいります。

長時間の御清聴ありがとうございました。（拍手）

○**議長（淵上陽一君）** 以上で通告されました代表質問は全部終了いたしました。

これをもって代表質問を終結いたします。

明22日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時33分散会